

令和7年度 関西脱炭素フォーラム開催業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 委託業務名

令和7年度 関西脱炭素フォーラム開催業務委託

2. 業務の目的

令和3年に関西広域連合が行った「関西脱炭素社会実現宣言」に基づき、オール関西で脱炭素社会を実現できるよう、関西の事業者や団体など多様な主体が連携を図る機会創出の場として、「関西脱炭素フォーラム」を開催する。

また、関西全体の脱炭素に関する取組が一層促進されるよう、11月と12月を関西圏で開催される脱炭素イベントを取りまとめた「KANSAI 脱炭素 months」を展開し、関西広域連合の発信力を高める。

3. 業務内容等

別添「令和7年度 関西脱炭素フォーラム開催業務委託仕様書」のとおり。

4. 契約の期間

委託契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

5. 参加するにあたり必要な条件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 関西広域連合広域環境保全局の構成団体(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、大阪市、堺市、京都市および神戸市。以下「構成団体」という。)から入札参加資格者指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 構成団体の地方税、消費税および地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
 - エ 役員等(公募型プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から関西広域連合との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - オ 入札に参加する個人から関西広域連合との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人
- (6) 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体または公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

6. 担当部署

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

関西広域連合広域環境保全局 CO₂ ネットゼロ推進課（滋賀県総合企画部 CO₂ ネットゼロ推進課内）

TEL：077-528-3090 FAX：077-528-4808 E-mail：cg02@pref.shiga.lg.jp

7. 説明会

説明会は行わない

8. 公募型プロポーザルに係る質問

提出方法：持参またはメール（様式は自由）

提出先：6に同じ

提出期限：令和7年6月25日（水） 17時00分必着

※ 持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く、平日9時00分から17時00分とする。

※ メールによる場合は、電話にて到達確認を行うこと。

※ 企画提案の審査に関する質問は受け付けない。

※ 回答については、質問者全員にメールにより回答する。

9. 企画提案書・誓約書の提出方法・提出先・提出期限

提出方法：持参または郵送

提出先：6に同じ

提出期限：令和7年7月4日（金） 17時00分必着

提出部数：5部（正本1部、副本4部）

見積価格：企画提案書内において様式2により見積価格を呈示すること。

※ 正式な見積書については、契約候補者が決定の後、提出すること。

※ 持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く、平日9時00分から17時00分とする。

※ 郵送の場合は、記録の残る書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

10. 予定価格

3,500,000円（消費税および地方消費税（税率10%）を含む）

11. 選出方法

（1）審査概要

- ・ 関西広域連合広域環境保全局 CO₂ ネットゼロ推進課が設置する審査会において、提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションの審査を行う。

（2）審査方法

- ・ 審査員は3名とし、審査会において以下の審査基準に基づき企画提案書等の審査を行い、総合点が最も高かった者を当該業務の契約予定者とする。ただし、総合点が満点（50点）の6割未満（30点未満）の場合は、契約予定者とししない。

（3）審査会の開催

日 時：令和7年7月10日（木）（参加者には2営業日前までに開始時間等をご連絡します）

開催方法：オンライン（Zoomを使用）で実施

- ※ プレゼンテーションの時間は、1者15分とし、プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑応答の時間を設けます。

	審査項目	審査基準	配点
1	事業目的と合致しているか	事業全体の趣旨や当該業務の内容を正しく理解し、それぞれの業務に関して、工夫点を含め具体的に提案されているか。	10点
2	企画内容等が優れているか	目的達成を期待できるクオリティを有し、対象者や事業目的を考慮した魅力的な企画内容や手法が提案されているか。	15点
3	事業効果が高いか	事業全体の目的を達成するための効果的な提案がされているか。また、将来的な波及効果や事業成果が意識された企画内容となっているか。	10点
4	実現可能性が高いか	適切な業務スケジュールが示されているか。	5点
5	実績があるかどうか	過去5年間に同種または類似業務を受託した実績等はあるか。	5点
6	経費節減を意識した見積か	各項目の事業費について、経費節減を意識した内容・金額となっているか。	5点
合計			50点

(4) 審査結果の通知

- ・ 企画提案の採否（審査結果）は、企画提案書等提出者全員に文書にて通知する。

(5) その他

- ・ (2)により選定された者と関西広域連合は、契約締結に向け細目について協議を行う。協議に際しては、関西広域連合は提案に対し修正を求めることができることとし、選定者は、この求めに対して協議に応じなければならない。
- ・ なお、協議が不調の場合は、(2)により順位づけられた上位の者から順に、契約締結に向けた交渉を行う。

12. 契約の締結

契約候補者から見積書を聴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する。

13. その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成、提出およびヒアリング等に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 本業務の受託者は、業務の円滑な進捗を図るために十分な経験を有する管理者を配するものとする。
- (5) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合

は、一部再委託を認める。